

新見公立大学教職課程の自己点検・評価表（2022年度）

大項目	レベル	中項目	観点	評価	評価が△または×の場合は理由と改善計画	根拠資料・実績
1. 教育理念・学修目標	大学全体	(1) 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定状況	具体的かつ明確な形で設定されているか等	○		ディプロマ・ポリシー 教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく教員養成の状況 (HP)
	大学全体	(2) 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス	学生や採用権者の意見の考慮、所在する都道府県・政令指定都市教育委員会の策定する教員育成指標との関係性の考慮が行われているか等	○		教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく教員養成の状況 (HP)
	大学全体	(3) 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況	一人一人の学生が教職課程での学修を通じて得た自らの学びの成果（以下「学修成果」という。）や自己点検・評価の結果、社会情勢や教育環境の変化等を踏まえた適切な見直しが行われているか等	○		学生参画FD・SD集会 学生生活実態調査 卒業時アンケート 新見公立大学学士課程教育に係るシラバス作成・点検ガイドライン 大学院に係るシラバス作成・点検のガイドライン 教務委員会
	大学全体	(1) 複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況	複数の教職課程間における授業科目の共通開設は、開設に責任を負う学科等の強み・特色を生かしつつ適切に行われているか等	△	学科の特色を生かした科目配置をしているため、共通開設しているのは「日本国憲法」のみである。	時間割 シラバス カリキュラムマップ カリキュラムツリー
	大学全体	(2) 教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況	ICT（情報通信技術）環境（オンライン授業含む）、模擬授業用の教室、関連する図書など、教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備が整備されているか等	○		教育支援センター、コンピューター室、図書館、グループスタディールーム（模擬授業室）、学内LAN・wi-fi、ユニバーサルパスポート、teams等
	学科等	(3) 教育課程の体系性	法令及び教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と対応し必要な授業科目が開設され適切な役割分担が図られているか、教職課程以外の科目との関連性が適切に確保されているか等	○		シラバス カリキュラムマップ カリキュラムツリー 学生便覧
	学科等	(4) ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	例えば、教員として身につけることが必要なICT活用指導力の全体像に対応して各科目間の役割分担が適切に図られているか、到達目標や学修量が適切な水準となっているか等	○		シラバス カリキュラムマップ カリキュラムツリー 学生便覧
	学科等	(5) いわゆるキャップ制の設定状況	1単位あたりの学修時間を確保する上で有効に機能しているか等	○		新見公立大学履修規程第2条の2

大項目	レベル	中項目	観点	評価	評価が△または×の場合は理由と改善計画	根拠資料・実績
2. 授業科目・教育課程の編成実施	学科等	(6) 教育課程の充実・見直しの状況	学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか等	○		シラバス カリキュラムマップ カリキュラムツリー 新見公立大学学士課程教育に係るシラバス作成・点検ガイドライン 大学院に係るシラバス作成・点検のガイドライン 教務委員会 評価・将来構想委員会教学マネジメント部会
	授業科目	(7) 個々の授業科目の到達目標の設定状況	法令、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムへの対応が図られているか等	○		教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく教員養成の状況 (HP) シラバス 教務委員会
	授業科目	(8) シラバスの作成状況	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と授業科目との関係、授業科目の目的と到達目標、内容と方法、計画、成績評価基準、事前学修と事後学修の内容等が明確に記載されているか等	○		新見公立大学学士課程教育に係るシラバス作成・点検ガイドライン 大学院に係るシラバス作成・点検のガイドライン 教務委員会 評価・将来構想委員会教学マネジメント部会
	授業科目	(9) アクティブ・ラーニングやICTの活用など新たな手法の導入状況	授業科目の到達目標に応じ、少人数のアクティブ・ラーニングやICTを活用した新たな手法を導入し、「考える」「話す」「行動する」などの多様な学びをもたらす工夫が行われているか等	○		シラバス 新見公立大学学士課程教育に係るシラバス作成・点検ガイドライン 大学院に係るシラバス作成・点検のガイドライン 教務委員会
	授業科目	(10) 個々の授業科目の見直しの状況	学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか等	○		授業評価アンケート 新見公立大学学士課程教育に係るシラバス作成・点検ガイドライン 大学院に係るシラバス作成・点検のガイドライン
	授業科目	(11) 教職実践演習及び教育実習等の実施状況	教職課程において特に重要な役割を果たす教職実践演習、教育実習(学校体験活動含む)は、事前指導・事後指導を含め、大学の主体的な関与の下で適切に行われているか等	○		シラバス 教育保育実習運営委員会 教育支援センター

大項目	レベル	中項目	観点	評価	評価が△または×の場合は理由と改善計画	根拠資料・実績
3. 学修成果の把握・可視化	大学全体	(1) 成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況	成績評価基準に基づく評語と授業科目ごとに定められている到達目標の達成水準との関係等が明らかにされているか等	○		新見公立大学学則第24条 新見公立大学大学院学則第23条 新見公立大学履修規程第10条 新見公立大学大学院履修規程第12条 新見公立大学の学生成績評価にGPA制度を併用するための規程
	学科等	(2) 成績評価に関する共通理解の構築	同一名称の授業科目を複数の教員が分担して開講している場合に成績評価の平準化を図ることができているか等	○		授業評価アンケート
	学科等	(3) 教員の養成の目標の達成状況(学修成果)を明らかにするための情報の設定及び達成状況	教員の養成の目標の達成状況を明らかにするための情報が適切に設定されており、それがどの程度達成されているか、教職実践演習に向けた「履修カルテ」を適切に活用できているか等	○		教職履修カルテ ユニバーサルパスポート シラバス
	授業科目	(4) 成績評価の状況	各授業科目の到達目標に照らしてできるだけ定量的又は定性的に達成水準を明らかにし、厳格に点数・評語に反映することができるか、公正で透明な成績評価という観点から達成水準を測定する手法やその配点基準があらかじめ明確になっているか等	○		新見公立大学学則第24条 新見公立大学大学院学則第23条 新見公立大学履修規程第10条 新見公立大学大学院履修規程第12条 新見公立大学の学生成績評価にGPA制度を併用するための規程
4. 教職員組織	大学全体	(1) 教員の配置の状況	教職課程認定基準(平成13年7月19日教員養成部会決定)で定められた必要専任教員数を充足しているか等	○		教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく教員養成の状況(HP)
	大学全体	(2) 教員の業績等	担当授業科目に関する研究実績の状況、担当教員の学校現場等での実務経験の状況等	○		教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく教員養成の状況(HP)
	大学全体	(3) 職員の配置状況	教職課程を適切に実施するため、事務組織を設け、必要な職員数を配置できているか等	△	これまで教務課職員が教職の実務を行っていたが、組織的な位置づけがあいまいであった。 今後、規程を作る予定である。	教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく教員養成の状況(HP)
	大学全体	(4) FD・SDの実施状況	いわゆる教科専門の授業科目を担当する教員や実務家教員も含め、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画への理解をはじめ教職課程を担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのFD・SDが確実に実施されているか、適切な内容が実施できているか、実際に参加が確保できているか等	○		FD・SD研修会
	授業科目	(5) 授業評価アンケートの実施状況	個々の授業科目の見直しに繋がるFDの機会を活用できるように、効果的な授業評価アンケートの作成・実施が行えているか等	○		授業評価アンケート 授業評価アンケート結果に対する回答

大項目	レベル	中項目	観点	評価	評価が△または×の場合は理由と改善計画	根拠資料・実績
5. 情報公表	大学全体	(1) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況	法令に定められた情報公表が学外者にもわかりやすく適切に行えているか等	△	教育職員免許法施行規則第22条の6に関する情報公表をしていなかった。そのため、2023年4月に公表の仕組みを作り、公表内容を作成し、2023年5月に本学ホームページで公表した。	教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく教員養成の状況(HP)
	大学全体	(2) 学修成果に関する情報公表の状況	大学が必要な資質・能力を備えた学生を育成できているかどうかを、エビデンスとともに説明できているか等	○		教育研究等の進捗評価の結果(報告)(HP)
	大学全体	(3) 教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況	根拠となる資料やデータ等を示しつつ、わかりやすい自己点検・評価の評価書を公表することができているか	×	教育職員免許法施行規則第22条の8に基づく自己点検・評価をしていなかった。そのため、2023年12月末までに教職課程自己点検評価実施要領を作り、新見公立大学教職課程の自己点検・評価表を作成する。2022年度の自己点検・評価表は2023年度中に本学ホームページで公表する。	教育職員免許法施行規則第22条の8に基づく自己点検・評価(HP)
6. 教職指導(学生の受け入れ・学生支援)	大学全体	(1) 教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況	教職課程に関する積極的な情報提供の実施ができているか、教員の養成の目標に照らして適切に学生を受け入れているか等	○		大学案内 学科紹介(HP) 学生募集要項(HP) 新見公立大学養護教諭養成課程履修者選考要項
	大学全体	(2) 学生に対する履修指導の実施状況	必要な体制や施設・設備を整えた上で、個々の学生の教職に対する意欲を踏まえつつ、学生に教職課程の履修に当たって学修意欲を喚起するような適切な履修指導が行えているか、「履修カルテ」を適切に活用できているか等	○		教育実習・教育実習指導 教職実践演習 教育支援センター 履修カルテ
	大学全体	(3) 学生に対する進路指導の実施状況	学生に教職への入職に関する情報を適切に提供するなど、学生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されているか等	○		キャリア支援講座 卒業生と語る会 教員採用試験説明会

大項目	レベル	中項目	観点	評価	評価が△または×の場合は理由と改善計画	根拠資料・実績
7. 関係機関等との連携	大学全体	(1) 教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況	教員の採用を担う教育委員会や各学校法人と適切に連携・交流を図り、地域の教育課題や教員育成指標を踏まえた教育課程の充実や、学生への指導の充実につなげることができているか等	△	新型コロナウイルス感染症の流行により、全体会の教育保育実習連絡協議会は開催しなかった。しかし、協議会傘下の校種別小委員会（幼稚園教育実習小委員会、養護実習小委員会、特別支援学校教育実習小委員会、保育実習小委員会）は、一部コロナ禍の制約を受けて形を変えたものもあったがすべて開催することができた。実習先とは校種別小委員会の他にも頻繁に連携・協力をし実習の効果を高めた。	新見公立大学教育保育実習連絡協議会 教育支援センター 実習巡回 実地体験実習 インターンシップ実習
	大学全体	(2) 教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況	教育実習を実施する学校と適切に連携・協力を図り、実習の適切な実施につなげることができているか、学校体験活動や学習指導員としての活動など学校現場での体験活動を行う機会を積極的に提供できているか等	○		新見公立大学教育保育実習連絡協議会 教育支援センター 実習巡回 実地体験実習 インターンシップ実習
	大学全体	(3) 学外の多様な人材の活用状況	学外の諸機関との連携の下、教育課程を充実するために学外の多様な人材を実務経験のある教員又はゲストスピーカー等として活用することができているか等	○		シラバス 特別講義 教育支援センター

※評価欄の「○」は適切に実施されている、「△」は概ね適切に実施されているが不十分な点がある、「×」は改善の必要があるを意味する。